

松田町自治基本条例(仮称)構成案

前文と 19 条からなる本文及び附則により構成

前 文

第 1 章 総則

○条例の最高規範性を謳うとともに制定目的や用語の定義などを規定

第 1 条 目的

第 2 条 条例の位置付け

第 3 条 用語の定義

第 2 章 基本理念及び基本原則

○協働のまちづくりを推進するための基本原則を規定

第 4 条 基本理念

第 5 条 協働の原則

第 6 条 参加の原則

第 7 条 情報共有の原則

第 3 章 町民の権利及び責務

○まちづくりの主体である町民の権利及び責務を規定

第 8 条 町民の権利

第 9 条 町民の責務

(裏面に続きます)

第4章 地域活動・子ども

○地域コミュニティ活動の中心的な役割を果たす自治会等について規定

○町民の一員である子どもについて規定

第10条 自治会（地域コミュニティ）等

第11条 子ども

第5章 町の役割と責務

○町政運営の主体である町（町長・職員等）の役割と責務を定め、効率的な自治の推進を規定

第12条 町の役割と責務

第13条 町長の責務

第14条 職員の役割と責務

第15条 行政運営

第16条 他の自治体との連携

第6章 議会の役割と責務

○普通地方公共団体の意思決定機関である町議会の役割及び責務を規定

第17条 議会の役割と責務

第18条 議員の役割と責務

第7章 条例の見直し

○最高規範性を有する本条例においても、社会情勢の変化の中で、必要に応じ見直すことができると規定

第19条 条例の見直し

附 則

(以上)